

陳 情 文 書 表

平 2 6 陳 情 第 8 号		平成 2 6 年 8 月 2 6 日 受 理
件 名	神奈川県土地利用調整条例に違反する渋沢地区霊園の特定環境創出行為計画書の差し戻しを求める陳情	
陳 情 者	秦野市千村 3-17-1-403 渋沢丘陵を考える会 代表 日置 乃武子 秦野市名古木 376-8 秦野の自然と環境を守る会 代表 山本 とし子 秦野市千村 5-4-1 秦野のホタルを守る会 代表 吉田 嗣郎 秦野市渋沢 2098 丹沢・未来プロジェクト 代表 栗原 孝司 秦野市渋沢 2320-36 さんげつ会 事務局 山田 芳枝	
陳 情 の 要 旨		
<p>平成 2 4 年 3 月 1 9 日、公益財団法人相模メモリアルパーク（愛川町）は、渋沢地区に約 1 万 5, 0 0 0 区画の巨大霊園を建設する特定環境創出行為計画書（以下「計画書」という。）を市に提出しました。開発区域は 1 9. 9 ヘクタールと記載されており、民間霊園は 2 0 ヘクタール以下とする神奈川県土地利用調整条例（以下「県条例」という。）の審査指針に違反していないとみなされ、市との間で約 2 年半にわたって各種手続きが行われてきました。</p> <p>秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「市墓地条例」という。）では、「管理施設、ごみ集積所、便所、規制で定める規模以上の駐車場その他墓地を利用する者のために用いる施設を設けること」とされ、駐車場区画数は墳墓の区画数の 1 0 パーセント以上と定められています。「市長が、近隣の土地利用の状況等により支障がないと認めるときは、設置する区画数の 3 0 パーセントを限度として計画敷地外の近隣に設置することができる」とのただし書きがあり、それに基づく審査基準では、「駐車場を計画敷地内にやむを得ず確保できない場合であって、墓地利用者の便益に多大の支障がなく、かつ、管理が十分に行き届く範囲として、墓地利用者が徒歩の場合でおおむね 5 分以内に利用できる駐車場を確保できるときとする」とされています。</p> <p>しかし、何をもって開発区域を計画敷地の内と外に分けるかの定義や基準はありません。事業者は、計画書に「駐車場は、区域内 1, 0 4 6 区画、区</p>		

域外447区画」と記載しています。市の担当課によると区域外の駐車場は4カ所、計約0.87ヘクタールとのことであり、開発区域の19.9ヘクタールは、これを含まない面積になっています。

県条例では、駐車場は管理棟などとともに墓地に付帯する施設とされ、これら諸施設が設けられる区域は、墓地の事業区域であり、この事業区域を内と外の2つに分類していません。

国土交通省の国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針では、「相当規模の開発用地の取得の場合等において、その取得予定に係る土地の現状が、通常の工事方法等により土地利用上一体としての利用に供することが可能と認められるものである限り、道路、小河川等により分断されている場合であっても物理的な一体性を認定し得るものである」としており、これによれば「計画敷地外の駐車場」も一団の土地として認定されるものです。市墓地条例が「計画敷地外」と称して、おおむね徒歩5分以内の近隣に墓地専用の駐車場を設置する行為は、墓地の開発行為そのものであり、その区域は墓地の開発区域として切り離すことのできない一団の土地とされるべきです。これらのことを踏まえると、当該霊園の面積は、開発区域19.9ヘクタールに計画敷外面積約0.87ヘクタールを加えた約20.8ヘクタールとなり、「墓地の開発区域は20ヘクタール以下」とする県条例の規定に違反することとなります。

仮に、事業者が「計画敷地外の駐車場」を開発区域から除外して、墓地開発区域を20ヘクタール以下にしようとするれば、駐車場区画数は447台分が削減されて1,046区画となり、墓地区画数の最低10パーセント、1,493区画以上とする市墓地条例の規定数に達せず、同条例に違反することになります。

これらのことから、当該霊園計画は、最も基本的な開発面積において県条例に違反するものであり、墳墓の区画数をはじめ、あらゆる設計、新たな環境対策、災害防止対策、手続きなどにかかわる問題であることから、部分的な計画変更で容易に解決する性格の違反ではありません。

本計画の違法性に目をつぶって手続きを進めることは、秦野市にとって大きな不名誉になるだけでなく、事業者にとっても、工事中から完成後、販売中も常に違法霊園の汚名がつきまとうことになりかねません。

#### 陳情事項

- 1 市長が県条例に違反する渋沢地区霊園の計画書を事業者に差し戻すこと、あるいは事業者が自ら計画書を取り下げを指導してください。